

共同企業体の資格関係事項変更届の扱いについて

共同企業体の協定書の記載内容が変更となった場合は、以下のとおり変更届を提出して下さい。

- 1 J Vの名称が変更となった場合
 - ・協定書第2条の名称が変更
- 2 J Vの所在地が変更となった場合
 - ・協定書第3条の事務所所在地の変更
- 3 J Vの代表者が変更となった場合
 - ・協定書第6条の変更
 - (J V代表者の取締役が変更となった場合は提出不要)
- 4 その他、協定書の記載内容に変更があった場合

以上に該当する場合は、競争入札参加資格関係事項変更届（別記11号様式その2）を提出していただくとともに、以下の確認書類を添付して下さい。

- 1・4の場合～ 変更となった協定書または、協定書第9条に基づく運営委員会の決議書等の写し
- 2・3の場合～ 単体の資格関係事項変更届等の写し

※ J V構成員の内容に変更があった場合は、単体での変更手続きを行えば J Vとしての変更手続きは不要です。